

CORPORATE
& TAX GLOBAL
UPDATE

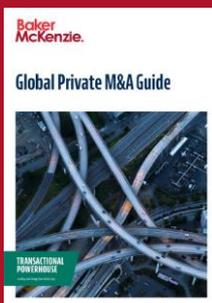
Newsletter

27 September 2019

Corporate & Tax Global Update
ニュースレター Vol. 38「グローバル・プライベート
M&Aガイド（英文）」
のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、各国の状況を取りまとめたもので、39法域をカバーしています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務はますます複雑さを増す傾向にあり、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。本ガイドは、クロスボーダーM&Aに関わる実務家にとって必携の書と言えます。

本ガイド（無料）をご希望の方は[メール](#)にてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 38 となる本号では、経済産業省の税制改正要望におけるグループ通算制度（仮称）や、ロシアの消費者集団訴訟制度の導入などをお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：令和2年度経済産業省税制改正要望

ポイント① – グループ通算制度（仮称）の導入について

ポイント② – 株式を対価とした M&A の円滑化に関する新設税制について

2. アジア

マレーシア：デジタルサービス税の導入

シンガポール：定年及び再雇用の年齢上限の引き上げ

ウズベキスタン：個人情報保護法を採択

3. 欧州

ロシア：消費者集団訴訟制度の導入

4. 中東

トルコ：未払社会保険料についての取締役の責任に関する決定

「海外子会社リーガル リスク管理の実務」 発行のお知らせ

ペーカーマッケンジー法律事務所とKPMGコンサルティング株式会社は、共著「海外子会社リーガルリスク管理の実務」を中央経済社より刊行しました。本書は、海外事業の管理運営を担う本社・各国拠点の担当者に向けて、日本企業の海外拠点がどのような法的リスクに直面しがちなのかを俯瞰的に紹介し、そうしたリスクを回避・軽減しうる組織の設計・運用を具体的に解説することにより、問題の芽をあらかじめ摘み取り、何かトラブルが起これば早めに見つけ出し対処しうる、強い組織像を描いています。

是非最寄りの書店にてお求めください。詳しくは[出版社サイト](#)をご覧ください。



1. 日本

令和2年度経済産業省税制改正要望（以下、「経産省要望」）のポイント① — グループ通算制度（仮称）の導入について

2019年8月30日、経済産業省は令和2年度の税制改正要望を公表した。直前の税制調査会の状況も加味すると、現行の連結納税制度にかかる要望が今後の実務に大きな影響を与えるものと予想されるため、以下にその概要を紹介する。

1. 改正要望の経緯

今回の経産省要望における現行の連結納税制度にかかる要望は、機動的な事業再編・効率的なグループ経営を後押しし、我が国企業のグループ経営の効率化、国際競争力の強化に資することを主眼としている。

2002年における連結納税制度の創設の際には、企業グループにおける親会社への情報や意思決定の集約を前提としていたものの、近年の企業グループ経営を見ると、意思決定事項に応じて、親会社の関与の程度が異なるなど、分権的な意思決定等といった様々な経営形態が多く見受けられるという問題意識のもとに、今回の改正要望がなされている。

過去における経産省要望による改正の内容は、以下のようなものである。

- 2002年 ・ 連結納税制度の創設
- 2004年 ・ 連結付加税（2%）の廃止
- 2006年 ・ 株式交換・株式移転にかかる税制の本則化に伴い、適格株式交換による加入を時価評価の対象から除外し、非適格株式移転前の子法人の欠損金を連結納税への持ち込み対象から除外等
- 2007年 ・ 合併等対価柔軟化に伴い、連結開始時の時価評価の適用除外法人の範囲の見直し
- 2010年 ・ 連結子法人の連結開始前欠損金の持ち込み制限の緩和（時価評価の対象外法人について個別所得金額を限度として持ち込み可とする）等の見直し
 - ・ グループ法人税制の創設として、連結法人間の取引の譲渡損益の繰延制度、受取配当の益金不算入制度における負債利子控除を適用しない措置、寄附金の全額損金不算入措置について、連結納税を選択していない100%グループ内の法人間取引に対象を拡大
 - ・ 支配日以後2月以内に離脱法人の有する資産を時価評価の対象から除外等
- 2017年 ・ 連結開始/開始時の時価評価資産の対象から「帳簿価額が1,000万円未満の資産」を除外
 - ・ スクイズアウトによる完全子会社化について、組織再編税制に位置付けられたことにより、適格要件を満たす場合には、当該完全子会社を時価評価対象から除外するとともに、欠損金の持ち込みを可能とする等の見直し

上記のように一貫して、連結納税制度の利用を促進させる措置が取られている。今回の経産省要望においても、連結グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小するなどが要望されている。また、納税者の事務負担の軽減に資するグループ通算制度（仮称）の導入も見込まれる。

2. 想定される改正の内容—連結納税制度からグループ通算制度（仮称）への移行¹

今回の経産省要望により実現する可能性が高いと考えられるのが、個別申告方式（グループ通算制度（仮称））への移行である。現行制度においては、個社に所得計算誤りがあった場合には、連結納税グループ全体の再計算を行う必要があり、その事務負担が当初申告と同程度あるという意見が多く聞かれる²。また、課税庁にとっても全国に散らばる子会社群の調査を全国の担当部局に協力依頼し調査対象を選定して、回答を1か所で集約する³、というような事務負担の大きいものであった。

(a) 納税主体

現行の連結納税制度は、連結完全支配関係⁴があることを要件とし、企業グループを一つの納税単位とすることをもって、法人間での損益通算を可能としている。

グループ通算制度（仮称）は、各法人それぞれを納税単位とする個別申告方式とし、法人ごとに課税所得金額及び法人税額を計算するものではあるが、連結納税制度の最も重要な機能である損益通算については、引き続き存続するものとされている。

(b) グループ通算制度（仮称）の適用の選択

現行の連結納税制度の適用は、適用対象となる企業グループの選択に委ねられているが、グループ通算制度（仮称）についても同様である。なお、運用上の困難が見込まれるため、現行の連結納税制度と、グループ通算制度（仮称）が併存することはないとされている。

現行制度を適用している連結グループは、グループ通算制度（仮称）の施行後は、自動的に新制度に移行することとされているが、新制度に移行することを望まない連結グループは、新制度の施行までに連結親法人が届けることにより、新制度に移行しないことができるとされている。

(c) 適用可能な企業グループ

現行の連結納税制度は、適用を選択した場合、連結親法人及び連結親法人と連結完全支配関係のある連結子法人全てが一つの納税単位となって申告を行うものであった。

過去の税制調査会の議論において、諸外国⁵のように100%未満の資本関係の企業グループにおいてもグループ通算制度（仮称）を適用できることとする余地はないか、との意見はあったものの、一方、①仮にそのような制度とした場合、そのグループ内の法人間での損益通算による税額の増減に相当する額を各法人間で適正に分配しなければ、少数株主の利益が害されることとなり、②少数株主の利益が害されないような制度を目指せば、制度の複雑化は避けられない、という意見があり、結果として現行制度と同様に内国法人で

¹ 内閣府 税制調査会 「連結制度の見直しについて」（2019年8月27日）より
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen24kai1.pdf>

² 一般社団法人 日本経済団体連合会 「連結納税制度に関するアンケート結果概要」（2019年2月14日）より
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/30renketsu2kai1.pdf>

³ 内閣府 税制調査会 「連結納税制度に関する専門家会合（第1回）議事録」（2018年11月7日）より
https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20181107_30renketsu1kaigijii.pdf

⁴ 外国法人など特定の法人を介さない100%の資本関係

⁵ 例えば、米国の連結納税制度であれば80%以上の資本関係、イギリスのグループブリーフ制度であれば75%以上の資本関係、ドイツのオルガンシャフト制度であれば、50%以上の資本関係（損益譲渡契約を5年以上の契約で結んでいる場合）など

ある親法人と、その親法人による完全支配関係にある全ての子法人（外国法人等を除く）とされている。

(d) 修正申告、更正の場合の取扱い

前述のとおり、現行の連結納税制度は、修正申告、更正があった場合の納税者、課税庁いずれにとっても事務負担が過大なものであった。

グループ通算制度（仮称）下においては、納税者及び課税庁の事務負担の軽減を図るため、修正申告、更正があった場合には、損益通算できる損失等の額を**原則として**当初申告額に固定することにより、企業グループ内の他の法人の所得金額及び法人税額の計算に反映させない（遮断する）仕組みとすることが見込まれる。

ただし、例外的に、欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するため又は離脱法人に欠損金を帰属させるためにあえて誤った当初申告を行うなど、法人税の負担を不当に減少させることとなると認められるときは、職権更正において、プロラタ方式で全体を再計算することができるというような手当てがなされることが見込まれる。

(e) グループ間調整計算の対象

連結特有の調整計算として、受取配当等、外国税額控除、研究開発税制などがあるが、制度によりグループ通算制度（仮称）への移行により、調整計算の対象となっていたものの一部について、企業グループ間での計算が廃止され、単体法人ごとに行われることになることを見込まれる。

特に金額的重要性の大きい研究開発税制についても、2019年8月27日の税制調査会の資料でも「廃止することも考えられる」「引き続き調整計算を行うなど、何らかの配慮をすることも考える」と両論併記となっており、これらについては、今後の明確化が待たれる。

(f) 時価評価法人及び欠損金の利用制限

時価評価法人（欠損金の利用制限）

現行の連結納税制度においては、連結納税の開始又は連結グループへの加入に際して、原則として、開始時の子法人及び加入法人の資産の評価益・評価損の計上を行うとともに、開始・加入前に生じた子法人の欠損金は利用が制限されている。

グループ通算制度（仮称）においては、租税回避防止等の観点も踏まえつつ組織再編税制との整合性を図るため、次の法人を時価評価課税の対象とし、欠損金の利用を制限されることが見込まれる。

- ① （開始時）開始時のグループ法人で、完全支配関係がある法人間の適格組織再編成と同様の要件（完全支配関係の継続要件）に該当しないもの
- ② （加入時）非適格組織再編成により加入した再編当事者
- ③ （加入時）再編当事者以外の加入法人で、適格組織再編成と同様の要件（親法人との間の完全支配関係の継続要件、従業者継続要件及び事業継続要件等）を充足しないもの⁶

例えば、上記のグループ通算制度（仮称）開始時の時価評価課税の対象、欠損金の利用制限の対象となる法人の様態を見ると、適格組織再編成と同様の要件（完全支配関係の継続要件）のみ求められており、現行の連結納税制度の開始時には時価評価課税が求められている、連結納税開始前の5年以内に

⁶ 企業グループ内のいずれか一の法人との間で共同事業性があるかどうかにより判定される。

完全支配関係が生じた完全子法人が対象外となる可能性が生じる。その意味では、全体として緩和が図られたものと考えられる。しかしながら、時価評価課税、欠損金の利用制限の対象外となったとしても、後述するような含み損益、欠損金の一部利用制限がかかることがある点、留意する必要がある。

含み損益の実現時に利用制限のある法人（欠損金の一部利用制限）

組織再編税制では、支配関係が生じたのが5年以内であり、かつ共同事業性がない場合に、実現した含み損の利用を一部制限するとともに、支配関係発生前に生じた欠損金等の利用を制限することとしている。

このため、グループ通算制度（仮称）においても下記①～③のうち親法人との間の支配関係が生じたのが5年以内であり、かつ、共同事業性がないものについて、含み損益の利用を一部制限するとともに、支配関係発生前に生じた欠損金等の利用を制限すること等を行うことが見込まれる。

- ① （開始時）開始時のグループ法人で、完全支配関係がある法人間の適格組織再編成と同様の要件（完全支配関係の継続要件）に該当するもの
- ② （加入時）適格組織再編成により加入した再編当事者
- ③ （加入時）再編当事者以外の加入法人で、適格組織再編成と同様の要件（親法人との間の完全支配関係の継続要件、従業者継続要件及び事業継続要件等）を充足するもの

これらの含み損益の利用制限、支配関係発生前に生じた欠損金等の利用制限が想定しているのは、例えば、以下の態様による租税回避行為であり、特に②、③については今後の規定が明らかになるのを待ちたい。

- ① 含み損：組織再編税制で特定資産譲渡等損失額に利用制限がかかっているのと同様、含み損の実現損を利用した税負担の調整
- ② 含み益：グループ子会社の含み益のある資産を譲渡して含み益を実現させ、その譲渡した法人の株式について投資簿価修正を行った後⁷、その株式を売却することで、含み益の実現益が株式譲渡損と相殺されて課税を免れるようなケース
- ③ 欠損金：欠損金の持ち込みによる恣意的な税負担の調整。構造的に損失（償却費等）が発生する事業を行う法人がグループ法人となることによる恣意的な税負担の調整⁸

親法人の欠損金について

従前は連結親法人となる法人の欠損金の連結納税への持ち込みは制限なく認められていたが、以下の理由からグループ通算制度（仮称）下では欠損金の繰越控除を自己の所得の範囲内に限定することが見込まれる。ただし、現時点においては、親法人のグループ経営に担う特有の機能を鑑み、従前と同様に欠損金の繰越控除に制限を課さないという意見もみられるため、今後の取扱いを注視していく必要がある。

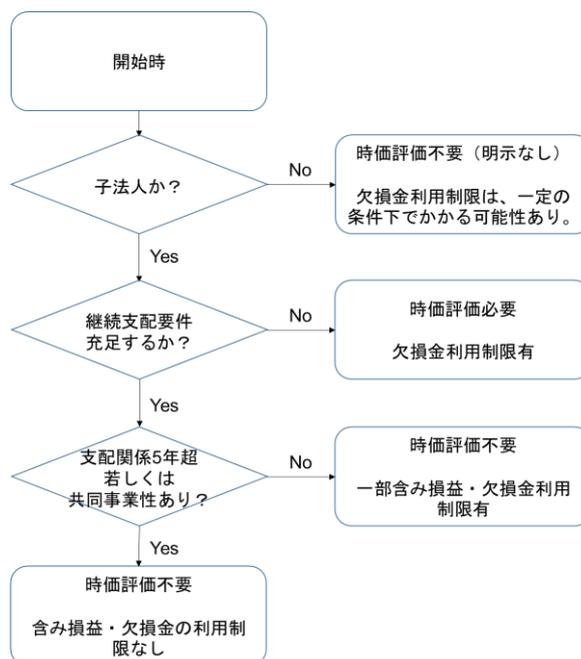
- ① 法人格を有する各法人が納税義務者となること
- ② 親法人において集約して申告を行わないため、現行の連結納税制度に比べて、新制度へ移行しやすくなることから恣意的な税負担の調整を行うおそれが大きくなること
- ③ 欠損法人を親法人に仕立て上げることにより子法人の欠損金の繰越控除を自己の所得の範囲内に限定する現行の取扱いが実質的に機能しなくなるおそれがあること

⁷ これにより、グループ通算制度下で子会社の利益積立金が増加しており、現行の連結納税制度と同様に投資簿価修正が行われることを前提とした場合、投資簿価が増え、株式の売却時に株式売却益が圧縮される、もしくは株式売却損が生じることになる。

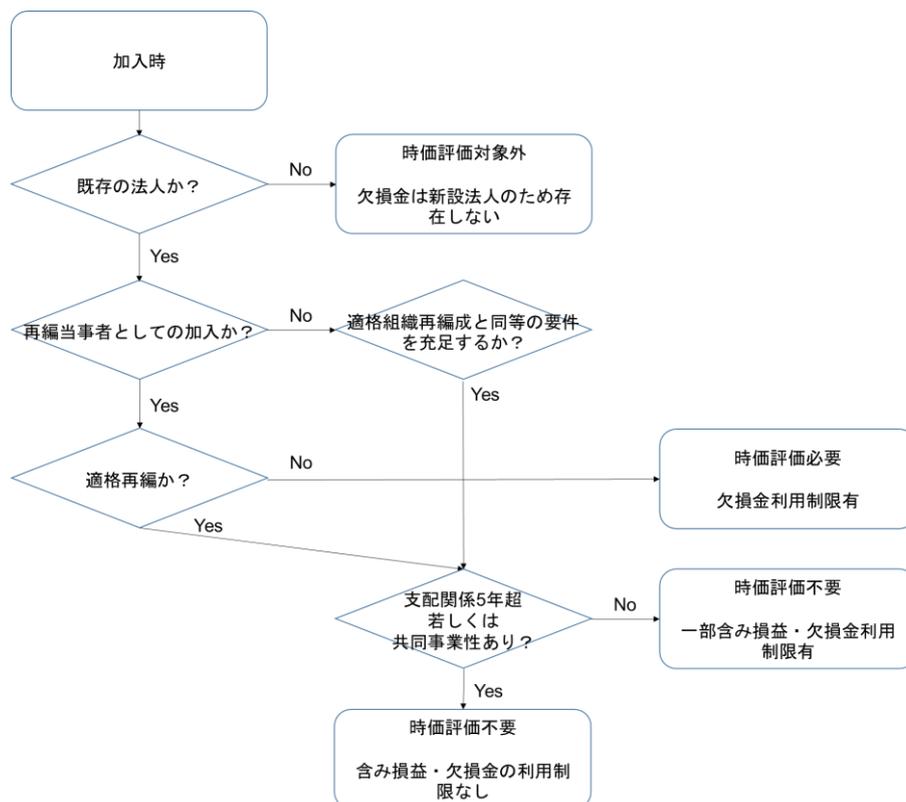
⁸ グループ加入後に発生した欠損金は、損益通算の対象外とするなどの措置が検討されている。

時価評価法人及び欠損金の利用制限につき、以上の内容をフローチャートで簡便的に記載すると以下ようになる。

グループ通算制度（仮称）適用開始時



グループ通算制度（仮称）加入時



(g) 適用時期⁹

⁹ 内閣府 税制調査会 「参考資料（連結納税制度の見直しについて）」（2019年8月27日）27頁より

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2019/1zen24kai3.pdf>

グループ通算制度（仮称）への移行にあたっては、納税者及び課税庁の双方にとって、新制度に対応するためのシステム改修が必要になること、現在連結納税制度を利用している法人にとっても、グループ通算制度（仮称）に移行すべきかどうかの判断に時間を要することなどから、1～2年の期間が設けられるとされている。

グループ通算制度（仮称）の導入にかかる改正法が2020年3月31日に公布されたとしても、適用開始は、早くとも2021年4月1日以後に開始する事業年度からとなる。

[最初のページに戻る](#)

経産省要望のポイント② — 株式を対価としたM&Aの円滑化に関する新設税制について

次に、早ければ今秋の臨時国会で成立する見込みの会社法の改正でも注目されている、株式対価M&A（株式交付制度）に関する新設税制について取り上げる。

1. 改正要望で要求されている改正事項

経済産業省が公表している自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置の創設に関する要望事項では、「迅速かつ大胆な事業再編を円滑に実施できるよう、欧米諸国では一般的に用いられている、自社株式等を対価としたM&Aについて、対象会社株主の譲渡益等に対する課税繰延措置を創設する」ことが要望事項として掲げられている。

2. 改正の背景及び現状の問題点

自社株式を対価とするM&Aは欧米では比較的一般に行われているところ、その大きな理由としては、買収者側の手元キャッシュを温存できるという点がまず挙げられる。これにより、買収による成長やシナジー等を見込めるものの手元資金に乏しい会社の経営戦略においても買収というオプションが可能となり、M&A市場のプレイヤーの拡大につながる。また、手元資金を有する買収者であっても、買収に伴うキャッシュアウトがなければ、キャッシュの流出による財務状態の悪化を防止し、また買収後必要となる各種投資資金に当該キャッシュを回すことができるなど、投資戦略に柔軟性が生じるという利点もある。また、売り手（対象会社株主）にとっても、買収者の自社株式が交付されることで、買収後のシナジーに対するより積極的な関与が期待できるという利点があるとされている。

このような観点から、自社株式を対価とするM&Aの実施には実務界から強いニーズがあるものの、現状、自社株式を対価とするM&Aは法務面及び税務面の双方から実施ハードルが高いものとなっている。

とりわけ問題が大きいのが、M&Aに伴い自社株式を対価として交付される対象会社株主に与える影響である。産業競争力強化法（以下、「産強法」という）に基づく一定の例外を満たす場合を除き、原則として株主課税が発生する。当該対象会社株主は、対価としてキャッシュの交付を受けず単に現物としての株式が交付されるにすぎないにもかかわらず、自社株式対価の受領に関して課税が発生してしまうため、株主課税が発生する買収スキームについては、買収スキームの初期的検討段階で除外される傾向にある。

前述のとおり、産強法に基づく認定を受ければ当該株主課税に係る繰延措置が認められる余地がある。平成30年度の産強法改正（詳細は[本ニューズレターVol. 24](#)）によって、対象取引の拡大（株式公開買付けのみならず、一定の相対取引も含まれる）が図られた。しかし、産強法に基づく特例措置を受

けるための認定要件は厳しく（加えて、会社法面と税務面で認定要件が異なっている）、実務上利用実態が限られていたのが現状である。

上記のような問題につき、会社法に関する問題点について先行して解決策が検討されてきた。法制審議会において決定された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（平成31年2月）においては、自社株式等を対価とするM&Aについて、新たに「株式交付制度」が創設される予定となっている。これは、産強法のような時限特別立法による解決ではなく、会社法に、新たな組織再編手続の1つとして「株式交付」の制度を設けることで、上記のような問題点に対する抜本的解決を試みる取り組みであるといえる。上記要綱案に基づく改正会社法案については、現時点で2019年秋に召集予定の臨時国会への提出が見込まれている。

今回の経産省要望は、上記のような会社法改正における株式交付制度の創設に沿う形で、税務面での課税繰延措置を設けることを求めるものである。

3. 今後の動向について

今後は、各府省庁からの国税に関する要望事項が財務省に提出され、税制調査会による具体的な税制改正の内容の決定などを経て、税制改正大綱に繋がっていくこととなる。従って、上記の経産省要望はあくまで今年度の一つの各府省庁の国税に関する改正要望事項の一つにすぎず、令和2年度改正税制の内容として実現するか否かは未確定である。もっとも、自社株式を対価とするM&Aについては、会社法制の改正が先行して進んでおり、会社法改正が整備されたにもかかわらず税務上の手当てがなされなければ、実務上の利用可能性が著しく制限される可能性があることから、今後の改正会社法制の審議動向にもよるが、改正税制が手当てされる可能性は低くないように思われる。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

マレーシア

デジタルサービス税の導入

2020年1月1日以降、マレーシアの消費者に対して、デジタルサービスを提供する登録された国外サービス提供者（Foreign Service Provider）（以下、「FSP」）は、その提供するデジタルサービスについて、6%のサービス税を課されることになる。輸入デジタルサービスに対し、サービス税を課することを目的とする改正サービス税法（2019年）（以下、「改正法」）は、2019年6月28日にマレーシア国王の認証を受け、2019年7月9日に公布された。改正法が制定されたことにより、輸入デジタルサービスに対するサービス税の実施の詳細を規定する政令がまもなく公布されると思われる。2019年8月20日、マレーシア税務局（以下、「税務局」）は、「デジタルサービスに関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」）を公表した。以下、本ガイドラインの概要、追加で明確化が必要と思われる論点について説明する。

1. デジタルサービスの範囲

本ガイドラインによると、サービスがデジタルサービス¹⁰の対象とされるためには、そのサービスが、サービス提供者からの人的介入を最小限に抑えて、

¹⁰ 改正法によると、「デジタルサービス」とは、情報技術を使用しないと取得できない、インターネット又はその他の電子ネットワークを介して提供または登録されるもので、サービスの提供が本質的に自動化されているサービスと定義されている。

又は全く伴わずに、情報技術媒体を介して提供されなければならないことが明らかにされている。

したがって、サービスが電子メールを介して提供されたとしても、サービス提供者側に何らかの形の人的介入を必要とする場合には、そのようなサービスはデジタルサービスには該当しないこととなる。

残念ながら、本ガイドラインは、「最小限の人的介入」の意味、サービスの提供が「本質的に自動化されている」の意味するところについて明確なガイドラインを示していない。

本ガイドラインは、デジタルサービスとされるサービスが例示列挙されたリストを提供している。

- (a) オンラインでライセンスされるソフトウェア、アップデート、アドオンのウェブサイトフィルタ及びファイアウォール
- (b) モバイルアプリケーション及びビデオゲーム
- (c) デジタルコンテンツの提供。例えば、音楽、電子書籍、映画、画像、テキスト及び情報など
- (d) 広告プラットフォーム。例えば、オンラインの広告スペースの提供など
- (e) オンラインプラットフォーム。例えば、製品又はサービスを取引するためのプラットフォームの提供など
- (f) 検索エンジンサービス
- (g) ソーシャルネットワーク
- (h) データベース及びホスティング。例えば、ウェブサイトのホスティング、オンラインでのデータの保管、ファイルシェア及びクラウドストレージサービス
- (i) インターネットを利用した電気通信
- (j) オンライントレーニング。例えば、遠隔地向け教育、eラーニング、オンライン講座及びウェブセミナーの提供など
- (k) オンラインでの新聞・雑誌の購読
- (l) 支払処理サービス

2. FSP とされるのは誰か？

本ガイドラインは、以下の者を FSP とすることを規定している¹¹。

- (a) デジタル製品を消費者に直接販売する者
- (b) (i)オンラインプラットフォーム等の仲介業者を通じて、間接的にデジタル製品を販売し、かつ(ii)当該販売にかかる請求書を発行する者
- (c) (i)国外のサービス提供者に代わって販売取引を行い、かつ(ii)自身の名義で請求書を発行するオンラインプラットフォーム（以下、「プラットフォーム運営者」）

この定義には、国外のデジタルサービス提供者及びプラットフォーム上で製品又はサービスを販売する国外のプラットフォーム運営者が含まれる。

しかしながら、販売取引を代理で行う国外のプラットフォーム運営者が、FSP とされる場合において、そのプラットフォームを介して行われる国内サービス提供者に代わって行われる販売に対して 6%のサービス税が課されることになるかは現時点で不明である。

¹¹ 改正法によると、「FSP」とは、消費者に対しデジタルサービスを提供するマレーシア国外の者を意味し、物品の売買又はサービスの提供のためのオンラインプラットフォームを運営する者（この者がその他のデジタルサービスを提供しているか否かを問わない）、デジタルサービスの提供を代理で行う者を含むとされている。

3. 「マレーシアの消費者」の定義—居住要素

ある者がマレーシアに居住しているか否か（ある者が「マレーシアの消費者」であるか決定する際に使用される3つの要素の内の1つである）を決定する際に、FSPは以下の情報に依拠することができる。

- (a) サービスの提供を受ける者の請求先住所
- (b) サービスの提供を受ける者の住所
- (c) サービスの提供を受ける者の国の選択

本ガイドラインでは、他の2つの要素、すなわち、支払要素¹²及びアクセス要素¹³に関して、詳細な説明は示されていない。

4. 輸入デジタルサービスに対するリバースチャージの免除

上述の3つの要素、つまり居住要素、支払要素、アクセス要素のうち2つを満たす企業は「マレーシアの消費者」とされる。税務局は、改正法により、マレーシアの企業を「マレーシアの消費者」とすることが実際に意図されていることを示した。

本ガイドラインは、潜在的な二重課税を避けるために、マレーシア企業に対して、FSPからの請求にサービス税が課されている場合について、リバースチャージ方式¹⁴の適用免除を認めることを示した。

これは、既存のサービス税制下において、輸入サービスについて、リバースチャージ方式の適用義務のあるマレーシア企業は、FSPが既にサービス税を課しているデジタルサービスの提供を受けるにあたっては、リバースチャージの適用が免除されるということである。

なお、現時点では、このリバースチャージ方式の適用免除にかかる法令は公布されていない。

5. FSPの登録が必須となる閾値

本ガイドラインは、FSPとしての登録が必要となる閾値は、マレーシアの消費者に対するデジタルサービスの提供にかかる年間売上高が50万マレーシアリングgit（以下、「MYR」）であることを示した。

FSPとされるプラットフォーム運営者は、(i)マレーシアの消費者に提供されるデジタルサービスの価値及び(ii)マレーシアの消費者にプラットフォームを通じて、FSPより提供されたデジタルサービスの価値を含め、年間売上高を計算することが必要となってくる。

¹² 支払要素とは、マレーシアの金融機関や企業が提供するクレジット若しくはデビット機能を利用して、デジタルサービスの対価を支払うことをいう。

¹³ アクセス要素とは、マレーシアに登録されたIPアドレスやマレーシアに割り当てられた国際携帯電話の国コードを使って、デジタルサービスの提供を受けることを指す。

¹⁴ サービスの提供を受ける者がサービス税の納税義務者となる方式。デジタルサービスについて、FSPが納税を行う一方で、マレーシア企業もリバースチャージ方式によって納税を行うかのような状況になっていた点が、このリバースチャージ方式の適用免除によって解消されたと考えられる。

6. 請求書の所定の明細

マレーシア消費者に対するデジタルサービスについてサービス税を課している登録された FSP は、デジタルサービス取引に関する請求書又はその他の文書を発行することが必須とされている。請求書又はその他の文書には、以下の所定の明細が含まれなければならない。

- (a) 請求書の日付
- (b) FSP のサービス税登録番号
- (c) デジタルサービスの内容識別するに足る説明
- (d) サービス税を除いた支払額、サービス税の税率及びサービス税額の区分表示

請求書又はその他の文書に記載された金額を MYR に換算することは厳格に要求されておらず、それらの金額を外貨で表示することは許容される。

7. 経過措置

本ガイドラインでは、以下の事項を規定している。

- (a) 2020 年 1 月 1 日以前にデジタルサービスの提供が開始され、そのデジタルサービスの提供が 2020 年 1 月 1 日以降にも及ぶ場合、請求書の発行時期や支払時期にかかわらず、2020 年 1 月 1 日以降の期間に起因するサービスに対応する売上に対しては、サービス税が課される。
- (b) 2020 年 1 月 1 日以後に提供されるデジタルサービスの提供に関連して 2020 年 1 月 1 日より前に支払を受けた場合、その支払についてサービス税は課されないものとする。

8. 事務手続き

- (a) FSP の登録
税務局は、(i)FSP の登録窓口が 2019 年 10 月 1 日に開設されること、(ii)2020 年 1 月 1 日より前に登録されたすべての FSP については、登録の発効日が 2020 年 1 月 1 日となることを示した。
所定の DST-01 様式をオンラインで提出することで登録が行われる。
- (b) サービス税申告書の提出
FSP は所定の DST-02 様式により、四半期毎にサービス税申告書を提出しなければならない。
マレーシアの消費者向けのデジタルサービスにかかる売上高とそれにかかるサービス税額は MYR 建てで申告しなければならない。
FSP は自国の為替レートを用いて MYR に換算することが認められている。
サービス税申告書に何らかの過誤があった場合、FSP は後日その過誤を修正することができる。
- (c) サービス税の納付
サービス税は、MYR 建てによるオンライン支払もしくは金融機関に対する支払によって納付されなければならない。金融機関に対する支払いを行った場合は、その時点で納税されたものとみなされる。
サービス税は国外の銀行口座から支払うことができる。

9. FSP への影響

国外のデジタルサービスに対するサービス税の実施までのリードタイムが非常に短いことを考えると、FSP は直ちに自らの事業への影響を評価し、2020 年 1 月 1 日以降の FSP 登録、サービス税の請求が必要となるかを検討する必要がある。

この制度は近隣国の類似制度よりも適用範囲が広く、企業へのデジタルサービスの提供も対象としているため、多くの企業が FSP としての登録が必要となる可能性があると考ええる。

FSP はサービス税を請求すべき取引を正確に特定し、要件に従って請求書を発行するために、システムを再構築するリソースと時間を要することを認識する必要がある。

取引の分類が誤っていると過誤のあるサービス税申告書の提出につながり、結果としてサービス税法（2018）に違反し、ペナルティが発生することとなる。

改正法が特定の側面や問題について不確実性をもたらす企業や、改正法の順守にあたって実務的な困難に直面する企業もあると思われる。今後数ヶ月は、このような企業が直面する不確実性、実務的な困難を解消するために税務局による積極的な関与が望まれる。

[最初のページに戻る](#)

シンガポール

定年及び再雇用の年齢上限の引き上げ

2019 年 8 月 18 日、シンガポールのリー・シェンロン首相は、独立記念集会で同国の雇用制度の変更について以下の発表を行った。

- 2030 年までに、定年年齢を 62 歳から 65 歳に、再雇用の年齢上限を 67 歳から 70 歳に段階的に引き上げる。
- 2021 年から 2030 年にかけて、55 歳超の従業員の CPF（Central Provident Fund 中央積立基金）拠出率を段階的に引き上げる。

関連法規の具体的変更は未だ公表されていないが、2019 年第 4 四半期には詳細が発表される可能性が高い。在シンガポール企業は来る変更を見据えて、準備態勢を整える必要がある。

法定定年年齢及び再雇用の年齢上限の引き上げ

法定定年年齢及び再雇用の年齢上限は、2030 年まで下記のように段階的に引き上げられる。

	現在	2022 年	2030 年まで
法定定年年齢	62 歳	63 歳	65 歳
再雇用の年齢上限	67 歳	68 歳	70 歳

このように、2022 年の段階で、1960 年 7 月 1 日以降に生まれた対象従業員は 63 歳という高い定年年齢を、1955 年 7 月 1 日以降に生まれた対象従業員は 68 歳という高い再雇用の年齢上限を享受することができる。

また、雇用補助一時金の額や、政労使による高齢者再雇用のためのガイドラインの内容などが改定されることが予想される。

CPF 拠出率

CPF 拠出率は、2030 年まで、下記のように段階的に引き上げられる。

	現在	2030 年まで
55 歳以下	37%	37% (変更なし)
55 歳超 60 歳以下	26%	37% (11%増加)
60 歳超 65 歳以下	16.5%	26% (9.5%増加)
65 歳超 70 歳以下	12.5%	16.5% (4%増加)
70 歳超	12.5%	12.5% (変更なし)

なお、拠出率の引き上げは 2021 年に始まり、上記の 2030 年の目標が達成されるまで年ごとに徐々に引き上げられていくことが想定されている。年ごとの実際の増加率については、当該時点での経済的状況によって決定されることになる。

これらの変更による影響を緩和するための使用者支援パッケージは、来年の予算の中で 2020 年第 1 四半期に発表される予定である。

結論

長寿化に伴いシンガポール国民が退職時により多くの金額を必要とするようになってきており、高齢化問題に直面するシンガポール政府は上記のような改定を行うこととなった。在シンガポール企業は、改定に備え、退職及び再雇用の年齢に達する従業員の人事管理に向けた対策を練る必要がある。

[最初のページに戻る](#)

ウズベキスタン

個人情報保護法を採択

2019 年 10 月 1 日に、ウズベキスタン共和国がはじめて採択した個人情報の保護及び取扱いに関する事項を定める最初の法となる個人情報保護法（以下、「新法」）が施行される。

個人情報の保護及び取扱いについては、従前複数の異なる法令（政府の決議を含む）によって規制されており、ウズベキスタンでの事業において遵守すべきコンプライアンス上の要件が複雑になっていた。新法は、個人情報に関する規制を国際基準に合わせて統一するウズベキスタン最初の試みといえる。

個人情報保護法の適用対象者

データ主体（個人情報に関連する個人）、個人情報を含むデータベースの運用者及び所有者、並びに不特定の第三者が個人情報保護法の適用を受ける。新法は、外国人及び外国会社への適用について明記していないが、属地主義の適用により、ウズベキスタン国内におけるいかなる個人情報の取扱いについても新法の適用対象となる。

「個人情報」とは何か

新法の中で「個人情報」は、識別された又は識別可能なデータ主体に関するあらゆる情報（紙面、電子、又は他の有形の形式）と定義づけられている。個人情報の定義が広範なことから、新法の実際の適用は主に関係者による解釈に委ねられることになる。

個人情報には、データ主体の氏名、生年月日、出生地、電話番号、居住地、職業に関する情報が含まれる。

新法はまた、個人情報の他の類型として、特別個人情報（例えば民族性、政治的及び宗教的見解、精神疾患、有罪判決）や生体的・遺伝的情報（例えば解剖学的及び生理学的特性、個人の遺伝的ないし後天的特徴）についても規定している。

主な規定について

1. 一般的に、個人情報はデータ主体の同意を得た後に取扱うことができる。一部例外を除き、同意の取得が証明できれば同意はいかなる形式でも許容される。
2. 個人情報のデータ主体は通常、個人情報の取扱いに対する同意をいつでも撤回することができる。ただし、かかる撤回は現行の法令に違反してはならない。
3. データベースの運用者及び／又は所有者は、個人データの取扱いの目的を明確にしなければならない。かかる目的達成後、個人情報は破棄されなければならない。
4. 次の場合を含む一定の場合には、同意にはデータ主体の署名（電子署名を含む）を要する。
 - 対象者の特別個人情報を取扱う場合
 - 公に利用可能な情報源に個人情報が含まれている場合
 - データベースの運用者及び／又は所有者が第三者に個人情報の取扱いを委託する場合
5. 新法に規定された一定の場合には、個人情報をデータ主体の同意を得ずして扱うことができる。かかる場合には、法執行機関による活動、国家機関による統計上の目的での個人情報の使用（匿名情報化されなければならない）、法令により要求される個人情報の開示などが含まれる。
6. データベースの運用者及び／又は所有者は、上記1によるデータ主体による第三者への同意の条件に従い、個人情報へのアクセス権を当該第三者に付与することができる。
7. 個人情報は、情報保護対策を取らない者に移転することはできない。
8. データ主体は、以前にデータベース運用者及び／又は所有者によって収集された自らの個人情報、個人情報の取扱いに関する情報、個人情報が開示された第三者一覧などへのアクセスを要求する権利を有する。
9. 個人情報は、運用者、情報の所有者及び／又は第三者によって、ウズベキスタンに原則として設定されるデータベース内に保存されなければならない。新法はデータベースに関して特定の要件を課しておらず、電子的か否かを問わない。単純なデータベース（極めて基本的な情報を含み、又は非電子的形式により管理されるもの）を除き、データベースは、ウズベキスタン内閣の国家個人センターに登録されなければならない。

個人情報の国際移転

原則として個人情報は、適切な情報保護対策を講じる国に移転させることができる。

法は、「適切な」という言葉について定義しておらず、特定の国における情報保護対策の適切さがどのように決定されるのかは定かではない。法の施行のためのウズベキスタン政府による今後の決議において定められることが予想される。

違反の結果

ウズベキスタンは、個人情報保護法令に違反した場合の行政及び刑事責任について規定する別の法律を採択しており、2019年10月1日に施行される。かかる責任には、比較的軽微な金銭上の罰則（一般的に、上限1,200米ドルの罰金）や是正措置も含まれている。加えて、他者の個人情報保護法違反によって損害を受けたデータ主体は、違反者である会社又は個人に対して民事上の損害賠償請求を行うことができる。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

ロシア

消費者集団訴訟制度の導入

2019年10月1日から、ロシアでは、同種の請求権を有する消費者を集め、事業者に対して集団訴訟を提起することが可能となる。

長い間消費者は、訴訟提起の困難さや弁護士費用の高額さから、少額の請求が裁判所で扱われることはなかった。今後は、消費者保護団体等の専門家が、少額の請求をまとめて大きな集団として訴訟を提起することができる。一つの集団に統合することによって、原告たちは費用を分担し、弁護士費用を大幅に節約することができる。被告側にとっては、消費者事件を友好的に解決できないことによるいわゆる課徴金の存在により、集団訴訟は大きな負担となりうる。現行法上、かかる課徴金は消費者に対し裁判所が認める補償額の50%にのぼる。集団訴訟における全体の請求額は巨額になりうることから、50%の課徴金もまた、非常に高額なものとなりうるのである。

集団訴訟制度の導入により、食品、衣料、化粧品、香水、家電、自動車、オートバイ等の消費財分野を中心に、企業に対する訴訟件数や訴訟規模が拡大する可能性がある。

集団訴訟は、被告の所在地における民事裁判所の専属的管轄に服する。そのため、遠く離れたロシアの地域など、原告にとって都合のいい管轄地を意図的に選んで訴訟を提起する、いわゆるフォーラム・ショッピングを防ぐことができる。

少なくとも20人の個人が原告として訴訟を提起すれば、当該訴訟は集団訴訟として扱われる。新たに個人が原告として加わることもできる。しかし新たな原告は、同一の被告に対し同一の事情に基づいて、同じ裁判所又は別の管轄権のある裁判所において、並行して個人で訴訟を提起することもできる。但し、そのような個人の訴訟が提起されると、その審理は集団訴訟の判決が出されるまで停止されなければならない。

金銭債権に伴う付加的なリスクも考慮すると、企業としては、同じ商品又は同じサービスに関連する消費者からの同一のクレーム（少額のクレームも含む）の蓄積を避けるようにし、かかるクレームの全体数を減らすよう予防策を取るべきである。

[最初のページに戻る](#)

4. 中東

トルコ

未払社会保険料についての取締役の責任に関する決定

2019年5月30日付決定（以下、「本決定」）において、憲法裁判所は、会社の公金支払義務に関する責任に基づき、代表権をもたない取締役の資産を差押えることは、財産権を侵害するものではないと判断した。本決定は、2019年7月19日に官報において発表された。

本件において当該取締役は、次の主張をした。取締役が責任を負うには、保険料の賦課及び徴収の時点で、高い地位の取締役であるか、会社を代表する権限をもつ代表者でなければならず、取締役会のメンバーであることだけでは公金支払義務について連帯責任を負う理由にはならない。当該取締役は、会社の代表権を有しておらず、未払社会保険料債務及び遅延利息について責任を負わない。家、退職金、車が押収され、退職金は減額されたことから、憲法第35条及び36条の財産権及び公平な裁判を受ける権利が侵害された。

憲法裁判所は、廃止された法律第506号第80条及び2008年7月1日施行の法律第5510号第88条の双方の目的は、保険料債権の適時かつ定期的な徴収を確保することであると強調した。本決定は、2017年の大審院の決定にも言及し、保険料の全額の適時の支払いの重要性を再確認した。そして裁判所は、保険料の適切な徴収を確保するためには、適時かつ適切に回収できなかった保険料の支払いについて、会社の代表権を有しない取締役も含めた全ての取締役会メンバーに連帯責任を負わせることが、適切かつ必要であると結論付けた。

憲法裁判所は、法律第5510号の施行日以前の保険料債権については、最高行政裁判所及び大審院の確立された判例法が適用されるべきであると強調した。この判例法によれば、公金債務についての連帯責任を負わせるには、取締役会のメンバーであるというだけでは不十分であり、保険料債権の支払時期において高い地位の取締役か、会社の代表権を有する者でなければならない。

取締役会のメンバーである取締役は、当該取締役が代表権を有するか否かにかかわらず、その任期中に、法律第5510号施行日以降の会社の未払社会保険料及び遅延利息によって発生した公金債務について、連帯責任を負う。憲法裁判所は、この責任は過度及び不均衡な負担を課すものではなく、取締役の資産の押収も、公共の利益と財産権の公平なバランスを害するものではないと判断した。

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

[最初のページに戻る](#)

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2019 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。